

# 業務内容方法書

## 第1章 総 則

(業務運営に関する基本原則)

**第1条** 金融商品取引法(以下「法」という。)第33条の2の登録に係る業務(以下「登録金融機関業務」という。)を行うに当たっては、登録金融機関業務の公共性にかんがみ、また、登録金融機関業務の適正な運営を図るため、法その他の関係法令、諸規則等に従うとともに、本書に規定する業務の内容及び方法によるものとする。

(外務員の服務規程等)

**第2条** 当組合のために金融商品業務(法第64条第1項各号に掲げる行為)を行う者は、当組合の役員及び従業員のうち、法第64条に基づく外務員登録をした者(以下「外務員」という。)とする。

- 2 外務員の服務、権限及び監督については、別に定める「外務員の服務規程」による。
- 3 外務員に遵守すべき法令、諸規則等又は別に定める「外務員の服務規程」に違反する行為のあったことが判明したときはこれを厳正に処分するものとする。

## 第2章 適正な業務運営に関する事項

(業として行う金融商品取引行為の種類)

**第3条** 当組合が業として行う行為は、法第33条の2に定める行為のうち、以下の各号に掲げるものとする。

- 1 法第33条第2項第1号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為
- 2 法第33条第2項第2号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為
- 3 法第33条の2に掲げる第2条第8項第16号及び第17号に定める行為

(組織等)

**第4条** 登録金融機関業務に関する組織、業務分掌及び職務権限については、別に定める「組織規程」による。

(経理処理及び勘定分離)

**第5条** 登録金融機関業務に係る経理処理は、農業協同組合法その他の諸法令及び一般公正かつ妥当と認められる企業会計の原則に従って処理することとし、他の業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いと区分することにより、業務及び財産の状況を明らかにするものとする。

- 2 登録金融機関業務として取り扱う有価証券について、商品有価証券勘定とそれ以外の有価証券を計上する勘定との勘定間振替は、一切行わないものとする。

(適正な業務遂行)

**第6条** 登録金融機関業務の遂行に当たっては、顧客の投資方針を尊重し、その資力、資

金の性質等を考慮して適正な勧誘を行うとともに、顧客に対して有価証券の性格等について正しい説明と適正な助言を提供するものとする。

- 2 顧客に対して信用の供与の条件として有価証券の売買の受託等をする行為又は当該取引を勧誘する行為は行わないものとする。
- 3 顧客に対して、融資・保証等の特別の便宜を提供することを約束して、登録金融機関業務に係る取引又は当該取引の勧誘を行わないものとする。

(苦情等の処理)

**第7条** 取引の相手先との間に発生した苦情等の処理については、別に定める「苦情・紛争処理規程」による。

(損失の危険の管理)

**第8条** 登録金融機関業務に係る損失の危険の管理方法については、別に定める「損失の危険の管理方法」による。

(利益相反管理体制の整備)

**第9条** 利益相反管理体制の整備については、別に定める「利益相反管理方針」による。

### 第3章 法第2条第8項第16号及び第17号に関する業務

(有価証券の保管の受託等)

**第10条** 当組合が登録金融機関業務として取り扱う有価証券の保管の受託等については、以下の各号にそれぞれ定めるところによる。

- 1 国債証券等（法第2条1項第1号、第2号、第3号（政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの）に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）の保管の受託等については、別に定める「保護預り規程兼振替決済口座管理規程」による。
- 2 投資信託受益証券等（法第2条第1項第10号及び第11号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）の保管の受託等については、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規程」による。
- 3 外国証券の保管の受託等については、別に定める「外国証券取引口座約款」による。

(口座の管理)

**第10条の2** 当組合が振替決済制度（社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度をいう。以下同じ。）において取り扱う有価証券の口座の管理については、以下の各号にそれぞれ定めるところによる。

- 1 振替決済国債（振替決済制度において取り扱う国債をいう。）の口座の管理については、別に定める「保護預り規程兼振替決済口座管理規程」による。
- 2 振替決済投資信託受益権（振替決済制度において取り扱う投資信託受益権（株式会社証券保管振替機構の「社債等に関する業務規程」に定めるものをいう。）をいう。）の口座の管理については、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規程」による。

(顧客資産の分別管理)

**第 11 条** 登録金融機関業務に係る顧客との取引に関して、顧客から預託等を受けた有価証券、金銭の分別管理については、別に定める「分別管理に関する規程」による。

#### 第 4 章 法第 2 条第 8 項第 1 号に関する業務

(国債証券等の買取)

**第 12 条** 国債証券等の買取等については、別に定める「国債証券等の買取等の価格設定に関する規程」による。

#### 第 5 章 法第 2 条第 8 項第 2 号及び第 3 号に関する業務

(取引の受託の原則)

**第 13 条** 顧客からの有価証券の売買その他の取引の注文の受託及びその執行は、委託の本旨に基づき、公正かつ的確に行う。

#### 第 6 章 法第 2 条第 8 項第 9 号に関する業務

(募集等の取扱いの原則)

**第 14 条** 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い(投資信託受益証券等については、売出しの取扱いを除く。)に当たっては、市場内外の動向に配慮して行うほか、顧客に対する取得等の勧誘については顧客の投資に関する知識、経験、投資目的、資力等に留意して行う。

附 則

この方法書は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。